

### 第三章 実務の設問と解説

#### 1. 最近の自動車検査員教習の問題から

#### 整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回答
1	自動車検査員が、法令に基づき指定整備の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかったため、完成検査において保安基準に適合するものとみなし、当該部分の検査を省略した。	
2	車両総重量8t以上の自家用貨物自動車の使用者は、6月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準(自動車点検基準)により自動車を点検しなければならない。	
3	自動車検査証の有効期間の満了日が平成30年9月13日である乗車定員5人の自家用乗用自動車(レンタカーを除く。)に対し、平成30年9月12日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を平成30年9月14日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和2年9月13日である(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く)。	
4	継続検査の際、指定部品が恒久的取付方法により装着されており、当該自動車の高さが自動車検査証に記載されている値と比較して5cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
5	ブレーキキャリパの一方を持ち上げて、ブレーキパッドを交換した場合、分解整備に該当しない。	
6	最大積載量が3トンの普通貨物自動車の分解整備は、自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類が普通自動車(小型)であれば行うことができる。	
7	指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から1年以内に登録校正実施機関が行う校正を受け、その校正に関する記録を2年間保存しなければならない。	
8	平成30年9月6日に検査を行い、平成30年9月7日に保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付した場合、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は平成30年9月20日までとなる。	
9	平成30年9月30日に一連の指定整備が完了して保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付し、使用者に納車したが、継続検査の申請書類に不備があったため、自動車検査証の有効期間の更新手続きができなかった。平成30年10月30日に使用者が当該自動車に係る適正な申請書類を持参したため、同日に再度当該自動車を入庫し改めて完成検査のみを実施したところ、保安基準に適合していたので保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付し、継続検査の申請を行った。	
10	一時抹消登録をした小型乗用自動車の新規検査に際し、保安基準適合証を交付する場合、当該保安基準適合証の保険期間欄には、締結した自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間を記載しなかった。	

## 整備事業関係

解答		
1	<p>設問のとおり。            なお、その後の整備作業が当該部分の保安基準適合性に影響を及ぼした場合は、整備完了後に当該部分の検査の実施が必要となり、実施しなければ検査を行っていないこととなります。            したがって、この規定による場合は、あらかじめ十分な確認と慎重な判断が必要となります。</p> <p>【指定自動車整備事業規則第8条】</p>	○
2	<p>車両総重量8t以上の自家用貨物自動車は、3月ごとに定期点検を行うことと定めています。</p> <p>【道路運送車両法第48条】</p>	×
3	<p>車検証の有効期間の起算日は、当該車検証を交付する日又は有効期間を記入する日、ただし、有効期間が満了する日の1月(離島は2月)前から有効期間が満了する日までに継続検査を行い、車検証の有効期間を記入する場合は、有効期間が満了する日の翌日とされています。            また、起算日から1年(2年)とは、1年(2年)後の起算日の前日を指すので、車検証の有効期間は起算日から1年(2年)後の前日までということになります。</p> <p>【道路運送車両法施行規則第44条】</p>	○
4	<p>自動車部品の考え方は、①「何が」②「どのように」③「どれくらい」の、必ず3点を確認しなければ判定できません。            設問では、①指定部品が、②恒久的取付け方法で、③高さ5cmの相違、で取り付けられています。            指定部品なので、一見寸法の制限を受けないように見えますが、恒久的取り付け方法とあるので、寸法制限が発生します。            したがって、高さ4cmを超えているので、同一と判断することはできません。</p> <p>【自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)】</p>	×
5	<p>ブレーキキャリパの一方を持ち上げて、ブレーキパッドを交換することは分解整備に該当すると示されています。</p> <p>【分解整備の定義に関する照会について】</p>	×

## 整備事業関係

	解答	
6	<p>普通自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類は、大型、中型、小型、乗用の4種に分類され、普通自動車(小型)は、最大積載量2t以下とされています。</p> <p>【道路運送車両法施行規則第57条】</p>	×
7	<p>自動車検査用機械器具の校正結果は、1年間保存することとされています。</p> <p>【指定自動車整備事業規則第12条】</p>	×
8	<p>保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、検査をした日から15日間とされています。</p> <p>【指定自動車整備事業規則第9条】</p>	○
9	<p>平成30年9月30日に保安基準適合証等を交付していることから、指定整備はこの時点で完結しています。</p> <p>指定整備は、一連の作業として、法令に基づく点検を行い、必要な整備を実施し、検査の結果保安基準に適合すると検査員が証明した場合に保安基準適合証等が交付できるため、平成30年10月30日に検査のみを実施しただけでは、保安基準適合証等は交付できません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5】</p>	×
10	<p>継続検査の際、保安基準適合証の余白に自賠責保険証明書の写しを作成して提出した場合は、自賠責保険証明書本紙の提示に代えることができますが、これ以外の申請については、自賠責保険証明書本紙の提示が必要となるため、写しの作成は不要となります。</p> <p>【自動車損害賠償保障法第9条】</p>	○

## 検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

(自動車の制作年月日は平成30年1月1日とします。)

設 問	回 答
1 自動車の後方に反射光の色が白色である反射器を備えていたので、保安基準適合と判断した。	
2 排出ガス記号が「CBA-」のガソリンを燃料とする4サイクルの原動機を備える軽自動車のアイドリング時の排出ガス測定値について、一酸化炭素(CO)1.5%、炭化水素(HC)が350ppmであったため、保安基準に不適合と判断した。	
3 後退灯の灯光の色は白色であったが、点滅する構造であったので保安基準に不適合と判断した。	
4 専ら乗用の用に供する自家用小型自動車において、運転者席及びこれと並列な座席に備えられていた頭部後傾抑止装置が取り外されていたため、保安基準に不適合と判断した。	
5 内燃機関を原動機とする二輪自動車について、消音器を確認したところ、消音器の一部が取り外されていたが、近接排気騒音を測定したところ測定値が保安基準の範囲内であったため、保安基準に適合と判断した。	
6 貨物自動車の最大積載量の表示が、車体に表示することを目的として製作されていない粘着テープで表示されていたことから、保安基準に不適合と判断した。	
7 走行用前照灯の最高光度の合計が450,000cdであったので、保安基準に不適合と判断した。	
8 乗車定員5人の小型乗用自動車について、運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、座席ベルト非装着時警報装置の警報を発しなかったが、保安基準に適合すると判断した。	
9 普通乗用自動車の速度計について、テストにより指度を確認したところ誤差はなかったが、速度の表示がマイル毎時の表示しかなかったことから、保安基準に不適合と判断した。	
10 前部霧灯について、車幅灯が消灯している場合に点灯できる構造であったため、保安基準に不適合と判断した。	

## 検 査 業 務 関 係

解答		
1	<p>自動車には、反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならないと規定しています。</p> <p>【審査事務規程7-92-1(7)】</p>	×
2	<p>排出ガス記号「CBA-」である軽自動車のアイドリング時の排出ガス測定値は、一酸化炭素(CO)2.0%、炭化水素(HC)が500ppmを超えないものであることと規定しています。</p> <p>なお、普通自動車の場合は、一酸化炭素(CO)1.0%、炭化水素(HC)が300ppmを超えないものとなります。</p> <p>【審査事務規程7-55-1-1①】</p>	×
3	<p>自動車には、定められた灯火を除き、点滅する灯火又は高度が増減する灯火を備えてはならないと規定しています。</p> <p>定められた灯火には、方向指示器や緊急自動車の警光灯などを規定していますが、後退灯は含んでいません。</p> <p>【審査事務規程7-92-1(5)】</p>	○
4	<p>専ら乗用の用に供する自家用小型自動車の運転者席及びこれと並列の座席には、頭部後傾抑止装置を備えなければなりませんと規定しています。適用は、運転者席は昭和44年4月1日以降、それと並列の座席は昭和48年12月1日以降において備付けが必要となります。</p> <p>【審査事務規程8-43-1】</p>	○
5	<p>平成22年4月1日以降に製作された二輪自動車は消音器の構造及び加速走行騒音を有効に防止するものでなければなりませんと定めています。</p> <p>【審査事務規程7-53-14-2-3】</p>	×

## 検 査 業 務 関 係

解答		
6	<p>車体又は装置への表示方法として、貼り付けられた紙又は粘着テープ類(表示を目的として製作されたステッカーを除く。)に記入されているものは、保安基準に適合しないものとして取り扱うと規定しています。</p> <p>【審査事務規程4-4④】</p>	○
7	<p>走行用前照灯の最高光度の合計は430,000cdを超えないことと規定しています。</p> <p>【審査事務規程7-62-2-1②】</p>	○
8	<p>運転者席及びその他の座席について、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならないと規定しています。</p> <p>【審査事務規程7-42-1】</p>	×
9	<p>速度がkm/hで表示されないものは、速度計の基準に適合しないものとして規定しています。</p> <p>【審査事務規程7-102-2-2(1)】</p>	○
10	<p>前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であることと規定しています。</p> <p>【審査事務規程7-67-3(1)⑩】</p>	○